

# 第1回「第3次高知県DV被害者支援計画」策定委員会

## 議事録（概要）

- 1 日 時 平成28年7月15日（金）18：30～20：30
- 2 場 所 高知共済会館 3F「桜」
- 3 出席委員 青木 美紀、吉田 充、筒井 早智子、長澤 紀美子、宮上 佳恵、計田 香子  
田中 弘訓、田原 央子、川田 明弘、福島 幸子（敬称略・順不同）
- 4 議 事

### 1) 委員長及び副委員長の選任

- ・立候補・推薦ともになく、事務局案を提案  
（事務局）委員長に筒井委員、副委員長に田中委員を提案
- ・全会一致で承認

### 2) 策定委員会及び計画について事務局から説明

- 参考資料⑧（DV被害者支援計画の位置付けについて）
- 参考資料⑤（委員会での検討スケジュールについて）

### 3) 高知県のDVの状況及びこれまでの取組について

- ・事務局から資料1により説明

- ・質疑  
（委員）

男女共同参画会議で他の委員が質問したかもしれないが、まず、平成25年度に一時保護の件数が減った理由をお聞きしたい。

また、県民意識調査の結果の「どこにも誰にも相談しなかった理由」で、「相談しても解決しないので、無駄だと思った」と回答した女性が41%となっており、結構高いと思うが、なぜ無駄だと思ったのか。単にイメージで無駄だと思ったのか、実際に相談したが解決につながらなかった等、具体的な理由が分かればお聞きしたい。

（女性相談支援センター）

平成24年度から25年度にかけての一時保護件数の減少については、昨年度の男女共同参画会議でも質問が出たが、はっきりとした明確な原因はわからない。

ただ、背景として、平成24年度以降、警察がストーカーやDVへの対策にかなり力を入れるようになってきたことと、市町村では、これまで女性問題であれば、まず女性相談支援センターにつなげる流れがあったが、高齢者・障害者・虐待等への対策が充実されてくるなど、DVだけでなく女性問題全般に関わる受け皿が広がってきたことも考えられる。

平成24年度から25年度にかけて一時保護件数が半減したことから、様々な面から調査を行っ

たところ、女性相談支援センターの受入体制、基準については、特に変わったところはなかった。

ただし、60歳以上の一時保護者数については、24年度が16名と25年度（3名）と比べてかなり多く、24年度は突出して高齢者の一時保護が多かった。また、一旦退所されて、再度、一時保護される継続のケースが、24年度は10何件かあったが、25年は1～2人と減少していた。

更に、一時保護の経路別でも、市町村経由の件数が減ってきていることもデータ的に見える。

継続のケースについては、本人等がDVを理解しておらず、「今度こそ（加害者が）変わってくれるのではないか」と帰っては戻って来る、を繰り返す場合、女性相談支援センターとしては来たら保護せざるを得ないというところはある。ただ、「生活費がなくなったので、少しの期間置いてくれ」という経済的なケースについては、本来的には自立をしていただくという主旨で言えば、本人さんの努力でやっていただくことが基本であり、その辺の扱いが24年度と25年度で変わってきた面はあるかもしれない。

（県民生活・男女共同参画課）

県民意識調査の結果で、相談しなかった理由の「相談しても解決しないので無駄だと思った」ことについて説明する。ブルーのインデックスの参考資料②「平成26年度男女共同参画社会に関する県民意識調査報告書」をご覧ください。

この調査は、男女共同参画全体について、5年毎に県民の皆様の意識をお聞きしているもので、資料にはDVの部分のみを抜粋している。

8ページで、身近な人から暴力を受けた、あるいは暴力をふるったことについて相談しなかった理由を聞いている。上から3つ目に、「相談しても解決しない」とあるが、解決しないと思った理由についてはお聞きしていない。ただ、女性は「無駄だと思ったから」が41%で最も多く、一方で、男性は「相談するほどのことでもないと思ったから」が最も多く、明確に男女で意識の違いが見てとれる。

女性は、DVを継続して受けることで「相談してもしょうがない」と思う一方で、男性は自分がしていること、されていることが大したことじゃないという意識があるのかなと受け止めている。

（委員）

この設問は、DVの被害を受けたことがあるという方に聞かれているのか。

（県民生活・男女共同参画課）

そのとおり。

（委員）

すごく特徴が出ていると思う。（相談しない）理由は分からないが、要は相談しやすいような環境づくりにつながるような計画を立てなければいけないということだと思う。

（委員）

先ほど、女性相談支援センターから市町村で25年度以降窓口対応が増え、そちらで解消される部分、県が受け付けなくてもいい部分があったんじゃないかというお話があったが、女性相談支

援センターの一時保護件数の中には、一時保護委託の件数が含まれているのか。

あいあいネットさんのような民間シェルターや、母子生活支援施設、児童養護施設と一時保護委託の契約をしているとのことだが、例えば同伴児童が中学生以上の男子など、女性相談支援センターでの一時保護が難しい、あるいは色々な条件があったことで、女性相談支援センターとしては受けづらく外部に委託された、一時保護委託に移行したのであれば、女性相談支援センターでの一時保護の現象の理由が分かるかと思ったので、状況を確認させていただきたい。

(女性相談支援センター)

一時保護の委託については、年度当初に委託先と年間の委託契約を交わし、実際にケースが出て来た時に、都度一時保護をお願いすることになる。

特に高知県は東西に長く、女性相談支援センターが中央部の高知市にしかないため、幡多と安芸方面にも委託をしている。

保護の必要なケースが出て来て、センターに即来られない場合をお願いすることになる。ただ、その場合も話を聞いて保護する・しないを判断するのはセンターであり、保護するとなった場合に、センターから委託先に「こうこう、こうですけど。」とお願いして入っていただくかたちをとる。

年間契約はしているが、実ケースとしては、昨年度はなかった。一昨年度については、センターの一時保護所が満杯になっていたことや、一時保護者の半数近くが子ども連れの中、同伴者が高校生以上の男性であったため、女性がほとんどのところに、置いておけないということで、あいあいネットさんに一時保護をお願いしたことはある。

(委員)

この女性相談支援センターの件数の中に委託が入っているかどうか。

(女性相談支援センター)

この件数は、主が1件でとるため、同伴者をお願いしたというかたちで入っている。

(委員)

うちのほうも委託でみた場合は入っている。

(委員)

母子生活支援施設・ちぐさでは、平成19年から女性支援センターと委託契約を結んでおり、大体毎年、数世帯から1世帯程度の一時保護の受け入れをしている。今年はまだ0だが。

(委員)

先ほどの、委員の発言が聞き取れなかったので、確認させていただきたいが、あいあいネットでの一時保護件数は、女性相談支援センターの実績には含まれていないということか。

(委員)

一時保護委託例は過去に2件あり、その2件は入っている。委託でなくセンターからうちへ来

た分はあるが、委託ではないため、女性相談支援センターの実績には含まれていない。

(委員)

委託ではなくて紹介ということか。

(委員)

それが圧倒的に多い。

(委員)

参考資料①「女性相談支援センターの28年度の業務概要」を見ると、女性相談支援センターのステップハウス（自立支援施設）の利用が、25年度以降かなり減っている。しかも26年度は利用者数が1人と非常に少なく、利用があまり多くないように思う。

せっかく何世帯か生活支援ができる場所があるにも関わらず、利用が進んでいない。何か問題、背景があるのか。一時保護を終えてから自立支援施設に入られる方もいると以前伺ったが、利用世帯数が少ない。

(女性相談支援センター)

(自立支援施設への入所は)26年度が1件、27年度が2件となっている。

通常の流れでいくと、女性相談支援センターで一時保護施設に入り、その間に大体保護命令を取って法的に安全が確保された段階で、自立してやっていきたいといった方については、自立支援施設に行ってください。大体3ヶ月程度、そこから働きに行き、ある程度お金を貯めてから自立していただくという流れだが、ここ数年、そういったケースがなかなかない。

去年入った事例を見ても、退所される方は、例えば実家に帰りますとかいったかたちで、例えば「離婚して自立してやっていく。」といったところまでいくケースは少ない。

例えば母子であれば保護命令を取って母子生活支援施設につなぐが、自立支援施設を経由して自立するケースが少なくなっており、その理由については、実際のところ何とも言えない。

(女性相談支援センター)

当センターは、一時保護を経てから自立支援施設に行くかたちを取っているため、保護件数が減るイコール自立支援施設に移って行く件数が減っているのではないかと思う。

自立支援施設は、あくまでも自立をして地域に出て行くまでの間、住む場所。着の身着のまま逃げて来る方もおり、接近禁止命令が取れて一定安全だとなっても、地域に出て行くためには、お金が無い、生活の基盤がないということで、自立支援施設に入ってもらって、そこである程度アパートに入るためのお金を貯めてから地域に出て行くというかたちの自立の支援をしている。

そういうことができる方は、自立支援施設に入所してお金を貯めて地域に出て行くかたちでやってもらっているが、最初から小さい子どもさんを連れていて仕事をすることもできない時には生活保護をお願いする場合もある。生活保護を受けると自立支援施設入所の対象にならないため、施設に入る件数が減るという状態になるかと思う。

それ以上の詳しい理由は、分かりかねる。

(委員)

自立支援施設は就労をしていることが条件になるので、小さいお子さんがいて就労が難しい方は対象になりづらいということか。

(女性相談支援センター)

就労が必要なところはあるが、例えばすぐに就労するのは難しいが、職安等で行っている就労のための訓練を受けて自立を目指したいという意欲のある方は、受け入れしている。

ただ、先ほど所長が言ったとおり、着の身着のまま子どもを連れて警察へ駆け込んだような方が当センターで約2週間一時保護をされる。落ち着かない状態の中で、保護命令を取って、保護命令が取れると、シェルター機能から見ると退所の対象になるが、すぐに「私は頑張って働きます。」というところまで、なかなか行き着かない。やはり、母親のところに戻るとか、元々の自分の生活圏のところに戻りたいという人が多い。地域からも離れて、これから子どもと2人、3人で自立して生きていくと決心がつくまでに、時間がかかることもあると思う。

(委員)

うちは逆に25年度、(一時保護件数が)急に増えている。一番多い月で、1ヶ月に女性センターから5組来た。これは、仕事を持っている方が仕事に行きたい場合、センターの一時保護所と自立支援施設に居ることが不可能なためだ。

(センターとしては)危ないのに仕事に行かれると責任が持てない。だけど、本人は仕事をクビになるので仕事に行きたいと言い張るわけだから、結局はうちへ来る。もちろん委託なしで。最大1ヶ月、実際には2週間で5組来た。その状況では、自立支援施設に行くことはまずない。結果的に、25年度は極端にうちは増えていることが分かる。

(委員)

民間シェルターに入った場合、お金は全然要らないのか？

(委員)

利用者さんからもらう規定にはなっているが、うちに来られるほとんどの方はお給料を大してもらっていないので。

うちで預かった場合は、フードバンクもやっているなので、お米や食材をお渡しして、自炊していただくことにしている。ただ、利用者さんは、うちを出る時のためにお金を貯めておかないといけないので、自分の働いてきたお金は使えないということで、ほとんどがうちの持ち出しになる。

(委員)

平均2週間程度で大体帰られるということで、元のところに帰られるとさっき聞いたが、離婚した場合には実家に帰る方がほとんどということでしょうか。

(女性相談支援センター)

「参考資料① 28年度のセンターの業務概要」の7ページをご覧ください。一番下に27年度の退所後の行き先が載っている。27年度の一時保護実績は42件あり、帰宅、元のところへ帰る例が一番多くなっている。他に、アパート・借家等に出た件数が5件、母子生活支援施設等への入所が3件で、帰郷9件とあるが、実家等へ帰るケースと、元のところに戻るケースが多い。

(委員長)

ありがとうございました。では、次へ進みたいと思う。

#### 4)「第3次高知県DV被害者支援計画」体系案について

・事務局から、資料2 現状と課題をふまえた現状計画の総括により説明。

・質疑

(委員)

今回、「地域における」という言葉が付いたが、確かにそのとおりで、いわゆる「早期の相談体制・早期発見」は重要だと私も思う。

実は今月、鳥取県の福祉相談センターの所長から、鳥取県も相談件数が減少して大体右肩下がりの状態で、全国的に同じような傾向だと伺った。

ただ、鳥取県と高知県の相談件数を比べた場合、300から500件も鳥取県の方が多い。人口規模がほとんど変わらない県で、何故こんなに違うのか。やはり、掘り起こす力という失礼だが、県民の声がなかなか届き難い、声を届ける手段がない人が多いとか、県民意識調査の結果にあったDVに対する認識の違い、つまり、「これは犯罪だ」とか「人権問題だ」というような認識が、高知県の場合、単なるケンカだと諦める人が多いのかと思う。

相談件数が毎年300から500違うということは、やはり、今後地域における通報や相談体制の構築をきっかけやっつけていかなければならないだろう。また、相談を受ける人のスキルアップも非常に重要で、今回の新プランの体系案に太字で書いており、この方向で進めばいいかと思う。

(委員)

相談件数について、鳥取は民間で受けたものも数に入れているため数が多くなっている。つまり、うち(あいあいネット)で受けたものを上乗せすれば、ほぼ同じ数字になると思う。私の知っている範囲だが、鳥取の相談件数が減った理由としては、民間シェルターの中心人物が亡くなられて、極端に受け入れができなくなって、相談件数と受け入れが減ったという経緯がある。

(委員)

先ほどの資料1で気になった点についての意見だが。

県民意識調査の中で、相談先として、女性相談支援センターが前回2.2%から1.4%に減っており、ソーレも前回0.6%から今回0.5%に減っている。一方、相談しなかった理由として、「どこに相談してよいかわからなかった」は前回7.3%から4.4%に下がっている。

周知等のやり方に対する評価を新しいプランに入れないと、せっかくセンターをつくって、救済する場所があるとやっても、県民意識の中で相談先としての認知度がこれほど低いというのは、

何某か（の対策を）しておかれたほうがいいと思う。何某かの手立てを打たないと、せっかくスキルアップして人材を確保しても、相談先として認識されないように思う。

（委員）

県民意識調査で、相談しなかった件数、パーセンテージが非常に高い。

働く女性の調査、全国調査だが、この調査でもセクハラを経験をした人の中で、何もしなかった、本人にも抗議しなかったし、会社にも言わない、誰にも相談しなかった割合が63.4%と非常に多い。特にセクハラは相談窓口を設けるように企業に義務付けられており、大きい企業などでは、社外の相談窓口もある。それでも非常に低い。ましてや行政機関に相談に行く割合はもっと低い。組合も行政機関に相談するのとほとんど変わらないくらい少ない。

企業にはセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの相談窓口を設けるよう義務付けられており、相談窓口が一緒になっているところが多い。家庭や恋人とのDV問題とセクシャルハラスメントの問題は異なるが、こういったものを進めていくためには、相談窓口の認知も必要だが、もうちょっと踏み込んで、「DVなど、家庭の問題でも何でも相談していいよ。」という幅広の相談を受けられるような窓口を開設するといったこともしていかなければならないのではと思う。単に「相談窓口がある」ではなく、企業内の相談窓口にも相談も出来て、会社としては相談の担当者が女性相談支援センターやソレに相談出来るという体制を進めていってはどうかと思う。

（委員）

会社で家庭の問題を知られるというのは、やはり、会社員としては嫌なのではないかと思う。企業内に幅広い相談窓口があっても、セクシャルハラスメント等、会社内で起こる問題のことは言えても、担当の方に家庭内のDV、家庭内の問題は絶対言えないことだと私は思う。

（委員）

ただ、働いている人が被害者であり、加害者である場合、家庭内で不和があると、会社で怪我をしたり、交通事故を起こしたりと様々な問題を引き起こす可能性が高くなるため、セクハラやパワハラ等と同じ取扱いはできないまでも、安全面からDVがあるということを窓口が十分知っていて、そういったところにまわすとか、会社の中で啓発してもらうことは可能なのではないか。

また、企業の中に被害者も加害者も双方いると考ええると、使用者団体等が研修をする場合に、相談窓口の周知をしてもらうことも可能ではないか。セクハラやパワハラとは全く違うが、相談窓口をPRして、知ってもらうこともいいのではないかと思うが、如何か。

（委員）

私はむしろ、接近禁止命令等が出た後、会社で認知してもらうための働きかけは必要だと思っている。学校でも、校長先生、教頭先生、担任の先生、学年主任以外は全く知らないために、加害者である父親が子どもを迎えに来て、子どもを渡してしまったという事例がいくつもある。

学校全体で情報を把握していれば、そういう問題は起きないし、会社でも、加害者から電話がかかってきたり、仕事場の前で待ち伏せされるということが起きると会社全体で認識していれば、被害は防げるだろう。

ただ、そういう働きかけは必要かと思うが、手前で会社に相談するのは、非常にしづらいかと

思う。

(委員)

セクハラやパワハラも7~8年かかって、やっと相談しているケースもあるし、被害者が退職しているケースも結構ある。退職してしまうと、その人を救済出来なくなってしまう。DVは家庭内のことだが、従業員の安全安心という点から、会社を知ってもらうことは、とても大切なこと。地道だが、していかなければいけないことではないかと思う。情報共有も含めて、企業に働きかけていくことも大事ではないかと、5年前のプランを作る時も、強く感じていた。今回のプランの中には、そういったことも入れてもらえれば、進むのではないかと感じている。

(委員)

4の34番「被害者及び子どもの心身の回復の支援」についてだが、やはり、DVと虐待は表裏一体、あるいは連鎖、切っても切れない関係にあるものだと思う。

高知県では、女性相談支援センターと児童相談所は連携しているだろうが、部も違う。表裏一体であり緊密な連携をしなければならない組織が、部も違うし、地理的にも遠い。

先ほどの鳥取県の話になるが、福祉相談センターでは、女性相談センターと児童相談所が一緒に同じフロアーにいるということで連携が取りやすいと思うが、高知県の場合、今後さらに連携を深めるような施策を何か考えているのか。

(県民生活・男女共同参画課)

施策まではいかないが、先日、私共も女性相談支援センターと一緒に児童相談所をお伺いして、今年度プランをつくるので一緒にやっということ、今後は連携を密にやっということで確認をとった。

(委員)

警察にDVの通報があつて、そこに子どもさんがいた場合、子どもの前でDVが行われ、子どもがDVを見てしまう。子どもに直接何かあれば虐待だが、DVを見せることも心理的虐待になるため、児童相談所に通告する。そのため、児童相談所は通告に基づく調査等により家庭環境を把握できる。

(委員)

児童虐待の法律では、虐待を見たり聞いたりした場合は、国民の義務として通報しなさいとある。一方、DV法は、(通報に)努めなさいという努力義務になっている。高知県だけでは出来ないだろうが、前段、副委員長も言っていたように、DV法も国民の責務として見聞きしたら通報しなければならないと改正するよう、国に働きかけもしていかなければならないのではないか。

児童虐待の法律はDV法より後から出て来たが、子どもの命を守るということでかなり法的にもかっちりしたものができており、DV法は、通報義務にしても緩やかだと懸念している。

(女性相談支援センター)

児童相談所と女性相談支援センターの連携について、例えば四国の他の3県は児童相談所と女



性相談支援センターが一緒になっており、高知県は、児童相談所、女性相談支援センターが別である。全国的に見ても一緒になったセンターはあるが、所長会等で話を聞いたところ、児童相談所の場合は措置権で動き、女性相談支援センターは、あくまでもご本人の意思に沿った形でしか動けないという部分があり、DVは通報等を受けても、ご本人からの相談がないと動けないといったところがある。

先ほど補佐から言ったとおり、児童相談所との連携については、児童相談所に異動になった相談員等を対象に、年度当初にセンターに来ていただいて、女性相談支援センターのことについて話をするといったことは定期的にやっている。また、ケースが出た場合、取り扱う法律が異なり、児童相談所は児童相談所の考え方、女性相談支援センターは女性相談支援センターの考え方があるため、のりしろ部分で若干思い違いをすることもあるため、定期的に話し合いを持つ形で話を進めるようにしている。

あと、市町村については、毎年管内5箇所ブロック別DV関係機関連絡会議を行い、本課と一緒に話をしに行っている。昨年度からは主に市町村の関係課の方に来ていただいて、こういったケースについてはどうなんだというかたちで事例を交えて話す、できるだけ連携が取れるような動きを取るようしている。

(委員)

四国の他の3県は児童相談所と女性相談支援センターが一緒になっているが、高知が別々になっている理由はあるのか。

(女性相談支援センター)

3県の所長に聞いたところ、それぞれの動きはわかるが、センターの中でも女性相談支援センターサイドの考え方、児童相談所サイドの考え方がそれぞれあるため、上手くいくようで、上手くいかない部分もあるというご意見もあった。実際、どちらがいいのか判断できかねる。

(委員)

資料3、現行計画の「1 DVを許さない社会づくり」の中の「(4) 加害者への対応」は、新プランの中にも「(4) 加害者への対応」とあるが、加害者への対応が5年経ってもあまり変化が見られない。

参考資料③にあるが、全国的に見ても、「加害者更正」や「加害者への適切な対応」等、あまり具体的なものができていないように思う。長崎県の計画で「加害者更生等の調査研究」が出ている程度か。

具体的にしないと進んで行かないのではないか。5年前とあまり変わったところが見られないので、新プランではもう少し積極的に押し進めていけるような、具体的なものも入れてはどうか。そうでないと、10年間、あまり変わらなかったということにもなりかねない。

まず予防が大事だから、若い人達にそういう教育をする。それから、若い人以外にも研修の場を設ける取組は出ているが、加害者になった方への対応について、もっと具体的な取組を新プランには入れていただけたらと思っている。

(県民生活・男女共同参画課)

説明が抜かっていたかもしれないが、本日の第1回目の策定委員会では、重点目標までの共通認識を持っていただき、こういうかたちでいいという方向を承認いただいたら、次回の会までに、事務局が他県の取組も参考にしつつ、取組項目と取組内容の案をまとめて、次回またご意見をいただくこととしたい。

(委員)

取組内容等については、9月の会で検討する予定であることは承知しているが、事前に意見を申し上げた。

(委員)

先ほど女性相談支援センターから説明があったが、小さな子どもさんがいるために仕事が出来ず、自立支援施設に入れず、生活保護を受けるのはわかるが、生活保護を受けるには、部屋を借りなきゃいけない。(部屋を借りるための) お金を持ってない方については、どうするのか。

例えば、鳥取県では(一時保護施設の退所者に)3ヶ月分家賃補助が出ている。高知県は出ておらず、それが私はずっと疑問で。できたら、その支援を強化していただきたい。生活保護になって、自立支援施設に入所される方の数が少なくなっているとおっしゃったが、そこはどうかクリアされているのか。

(女性相談支援センター)

就労意欲があり自立支援施設に入る方については、自立支援施設でやっていただくが、そこまで至らないケースについては、保護命令を取ってつなげるところへつないでいくのが基本となる。就労に至らないケースについては、ご本人が出て行きたいということであれば、どうしても福祉へつなぐ流れになってしまう。

(委員)

福祉を受けるためには、部屋を借りなければ福祉が下りない。部屋を借りる費用等を高知県は出していないが、どうやって部屋を借りて福祉を受けられるようになっているのか疑問だとお聞きしたつもりだが。

(委員)

鳥取は3ヶ月。

(委員)

はい。鳥取では、敷金、礼金、お家賃、あるいは、敷金、礼金がなければ3ヶ月分のお家賃が、自立までの支援という形で確実に3ヶ月お家賃が出るようになっているが、高知県は1円も出していない。自立して部屋を借りて生保につなぐ時に、どういう形で生保につなげられているのか疑問を感じたため、質問した。

(女性相談支援センター)

生活保護を申請する場合、住居については、例えばアパートなりを構えれば、一定、住宅費等

も福祉から出るようになっている。

(委員)

福祉から出る？

(女性相談支援センター)

はい。

(委員)

21年ぶりに福祉事務所に帰って来て、そういう仕組みになっているのを、つい最近まで知らなかったが、手帳でいくと、マルキ認定と現場で言っている。本来は住むところがないといけませんが、ここに住んで、高知市ですつという意思があれば、その住宅費を市で構えるということをやっている。

ただ、そうすると4分の1は市の持ち出しになるので、鳥取のように県に出していただくと、市町村の財政的には非常にありがたい、これはいい話を聞いたと思って聞いていた。県でこういう形にさせていただくと、マルキ認定で、我々は市費を持ち出すということはなくなるので、是非お願いしたい。

(委員)

一時的な保護は女性支援センターがやっており、ご本人が希望すれば、措置元という古い言葉になるが、例えば土佐市出身の人は土佐市の福祉事務所が、私共、施設にお金を払う形になる。女性相談支援センターでは、もちろん保護費はかからない。ただ、うちの施設、母子生活支援施設に入ってから生活保護を申請するという方がほとんど。

その時に、例えば土佐市なら土佐市の福祉事務所、例えばいの町なら県の中央西福祉保健所が、いの町出身の方で、女性相談支援センターが一時保護をしたと。そして、高知市で自立をしたということであれば、例えばちぐさに入って、そこで、まず生活保護の申請をして、就労ができるまで、ちぐさにいると。いの町出身なら中央西の福祉保健所が、土佐市出身の方でしたら土佐市の福祉事務所がちぐさでの生活費、措置費を私共に払うかたちになっており、母子生活支援施設へ入ってからの生活保護の申請がほとんど。

(女性相談支援センター)

補足説明だが、女性相談支援センターにいる場合も、センターから生活保護の申請はできる。ただ、センターで申請しておりたとしても、センターにいる間については、住居も食べるものもあるため、医療費以外の部分はない。

今、ちぐさの所長さんが言われた、いの町の方がセンターに入った場合は、住居地、施設の話になるが、住居地保護ということで、いの町の福祉事務所が（保護費を）出すかたちになる。ただ、センターから申請して生活保護になった場合については、その方が、例えばいの町出身であればいの町だが、申請したのが高知市の場合については、いの町に帰る際に高知市から、いの町に移管、移すことになる。

(委員)

私が言ったのは措置費の話で、いの町のほうからセンターにステップをおいて入ってきても、実質的には中央西が払ってくれるということ。福祉の生活保護はもちろん高知市になる。

(委員)

先ほどのお話は、両方とも居場所があつて（の申請）で、アパートに入る時とは全く別の話。母子生活支援施設、女性相談支援センターとも、住むところが決まっており、福祉からお金が出るのも当たり前の話だ。

私が言いたいのは、センターを出られた方や、母子寮（母子生活支援施設）ではなく部屋を借りて自立をされる方で、お金がない方はどうされるのかということ。そういった方への支援が必要ではないか、県として検討する必要があるのではないかと提案をさせていただいた。

手持ちのある方は部屋を借りて自立できるが、多くの方はお金がなく保護されており、それを言っている。自立支援施設や母子生活支援施設に入ることができる方は何の問題もなく、当たり前の話。そうでない方のことを質問している。また、質問だけでなく、これは私達が今度の策定委員会で検討すべきひとつの項目ではないかと提案させていただきたい。

(委員長)

先ほど、住宅、アパートを借りる場合について、具体的な話をされたが、住宅だけの問題ではないと思うので、そういったことを含めて何か。

(女性相談支援センター)

母子生活支援施設の措置については市町村での措置権という判断になる。

今、委員がおっしゃられた部分については、例えば、女性相談支援センターで保護されている方が、例えば四万十市で生活したいとなった時、就労もできず、生活費もない分については、四万十市の福祉事務所につなぐかたちになる。

結局、お金も無い、何も無いままポンと出すことは当然できないため、例えば高知市に保護申請して移管をするか、事前に四万十市に話をして四万十市の福祉につなぐといった対応になる。着の身着のまま、時期が来るから出てくださいというようなことはない。

(委員)

委員の言っているのは、「生活保護のことはわかる。鳥取県では、自立支援センターを出る時に3ヶ月の家賃等を補助、支給してくれるが、高知県にはそういう制度はないのか。」ということだろう。

いわゆるDV関係に対する県の1,000人あたりの支出額が、鳥取県が1番、2番が岡山、3番が島根等となっている。鳥取県は、センターから出る時も申請すれば3ヶ月分の住宅費をいただけるが、今後、この支援計画でそういう資金を県が出す、補助するといったことも検討できないかという意味だと思う。

(県民生活・男女共同参画課)

鳥取県の支援が充実しているのは承知しているが、今回、計画を作るにあたって、鳥取県と同

じようなことは、いきなりは出来ない。鳥取県の色んな支援の内容等を参考にさせていただいて、皆さんの「こういった支援が、高知県にはないので、まずはこういった支援が要るのではないか。」といったご意見もお聞きしながら、検討していこうと思っている。

(委員)

この体系案の4番に、「住宅の確保」、「就労支援」、「生活支援」とある。生活保護の話だと、高知県下の生活保護の半分が高知市で、お金も半分、高知市(が出している)。県の福祉指導課からは、「高知市がきちんとやらんからこんなに増えている」と言われる、まさにそういうことで。仕事をする場所も高知市に集中しているから高知市にという時に、「住宅の確保」と書いて、(実際は)「いや、これは保護につながる。」ということであれば、「確保」の意味は何かと一般的には思われてしまうのではないか。

例えば、住宅を確保するというのであれば、年間計画で何世帯分を出していくとか、「5年後にはこうする」としないと、今の説明では、全部生活保護につないでおしまいなのかと、思ってしまうんじゃないかと思う。

我々高知市としたら、ひとつも減らない。県としては一生懸命やっているが、高知市の福祉事務所としては、保護率は下がらないということになる。一般市民には見えないことだが、例えば何某か、住宅の確保の件数を増やしていくような方法等を考えていただくといいのではないか、その辺の工夫をお願いしたい。

(委員長)

だんだん時間が迫って来ており、先ほどの事務局の話では、取組み項目については次回の会でご議論いただく、意見等をいただくこととなっている。今日の意見や質問なども踏まえ、9月に向けて、どうしても今、意見を出しておきたいということがあれば。

(委員)

生活保護につながる方の話ばかりだったが、DVの被害を受ける方は、生活保護になる方ばかりではないだろう。仕事もあって、自立が出来るような方も多いかと思うが、その割合はどうなっているのか。高学歴の方や、正社員としてきちっと仕事をされている方でもDVの被害にはあわれており、そういう方への支援というのはまた別ではないかと思うが、そういう方はどうなっているのか。

(県民生活・男女共同参画課)

参考資料①の7ページに、女性相談支援センターの一時保護後の処理状況、27年度42件とある。この方々がどういう状況なのか、女性相談支援センターで分析をして、わかるようであれば、次回、こういう状況で出て行かれているとお示しさせていただきたい。

(委員長)

ほかに、今までをふり返ってでも結構だが、ご意見、ご質問をいただけたら。

(委員)

県立大の学生さんが調べて報告をされた中で、ある都道府県では、公営住宅のDV被害者世帯の抽選参加回数が5回、一般世帯の5倍になるという報告があった。あまり聞いたことがなかったのでびっくりしたが、高知県は2回なので、5回は無理でも3回に増やすなどの優遇措置を提案できるかと思う。

(委員)

ということは、優先的に5回まではできるわけですね。

(委員)

やはり、高知県と他県、どこか知らないが、住宅事情が全く異なる。高知県は市営住宅も県営住宅も、いまだに10倍など倍率が高い。都会へ行けば空き住宅ばかりなので、5回も抽選できる。その辺の住宅事情が違うということもあるが、委員のおっしゃるように、そうなればいいということ。

(委員長)

そうですね。かなりご意見もいただき、現状も把握できたかと思う。

9月の第2回の会議につなげていけるようなご意見もたくさんいただいた。まだご意見いただいてない方で、この際と思われる方がいたら、いかがか。

(委員)

皆さんのご意見、大変勉強になった。ありがとうございます。

最後まで聞かせていただいて思ったのが、鳥取(のDV対策)が進んでいるということで、(県からは)鳥取まではいけないというお話だったが、鳥取に限らず、良いところをピックアップしてお示しいただいて、今回はここまではいけないけれども、いずれはここを目指していきたいと指針としてお示しいただければと思う。できているところがあるということは不可能ではないと思うので、そのあたりも指針としてお示しいただけたらと思う。

(委員長)

やはり、5年間のプランであり、進められるような内容にしていきたいと私も考えている。

そろそろ約束の時間となったので、本日の議題はこれで終了させていただく。

皆さんからいただいたご意見について、書面でだと思いが、9月までに県のほうから情報も提供していただける、私達もそれについて意見を述べるといったことも考えられるので、どうぞよろしくお願ひしたい。

それでは進行を事務局にお返しする。